

佐賀県警察緊急事態初動措置要綱の制定について（例規通達）

（平成22年1月20日佐本備二発第9号）

◎ 概要

大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態が発生した場合における初動措置を迅速的確に行うため必要事項を定めたものである。